

燃料電池等トラック実装支援事業実施要綱

(制定) 令和 6 年 3 月 27 日付 5 産労産新第 469 号

(改正) 令和 6 年 11 月 27 日付 6 産労産新第 456 号

(改正) 令和 7 年 3 月 24 日付 6 産労産新第 737 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大に向けて事業用の燃料電池等トラックの普及を促進するために行う「燃料電池等トラック実装支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池小型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 2.5t 以上 8 t 未満の車両
- 二 燃料電池大型トラック 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 8 t 以上の車両
- 三 水素エンジントラック 水素を燃料とする内燃機関により駆動する検査済自動車（道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、車両総重量 2.5t 以上 8 t 未満の車両
- 四 区市町村 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に定めるもののうち、東京都内の特別区及び市町村
- 五 燃料電池ごみ収集車 都が実施する ZEV ごみ収集車実装支援事業において、集中導入支援事業の実施自治体として選定され、都と集中導入支援事業の実施に係る協定（以下、「協定」という。）を締結した区市町村（当該区市町村から一般廃棄物収集運搬業務の委託を受けている民間事業者を含む。）が導入する第一号の燃料電池小型トラックに塵芥車用の架装をした車両であり、協定の内容を満たすもの
- 六 商用水素ステーション 商用の目的で運用される燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する定置式の設備
- 七 リース契約 燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック又は燃料電池ごみ収集

車（以下、これらを総称して「F Cトラック」という。）の貸主が、当該F Cトラックの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該F Cトラックを使用収益する権利を与え、借主は、当該F Cトラックの使用料を貸主に支払う契約

八 リース契約費用 リース契約に含まれる車両本体価格及びメンテナンス・サービス費用

九 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、F Cトラックの貸付等を行う者

十 国補助等 国その他の団体からの補助金

十一 国等複数年度交付助成 国補助等が、一会計年度を超えて複数年度にわたる助成

十二 グリーン経営認証制度 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上、認証や登録を行う制度

十三 ISO14001 サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献を目指す環境マネジメントシステムに関する国際的な規格

十四 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項の一般貨物自動車運送事業を営む者（以下「一般貨物自動車運送事業者」という。）、同条第3項の特定貨物自動車運送事業を営む者（以下「特定貨物自動車運送事業者」という。）及び同条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）

十五 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合であって、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの

ア 単独の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。

イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。

ウ 単独の大企業の役員又はその職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。

（本事業の内容）

第3条 F Cトラック等を導入する者に対し、車両の導入に要する経費の一部を助成す

る。

(助成対象者)

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 区市町村（ただし、第2条第四号の定義を満たす燃料電池ごみ収集車を導入する場合に限る。）
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他知事が認める者

(助成対象トラックの要件)

第5条 本助成金の交付対象となるF Cトラック及び水素エンジントラック（以下「助成対象トラック」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- 一 助成を受けようとする車両がF Cトラックの場合は、初度登録日（助成対象トラックが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間のトラック（中古車を除く。）であること。ただし、第7条第1項第四号の助成を受ける場合は、初度登録日が令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間のトラック（中古車を除く。）であること。
- 二 助成を受けようとする車両が水素エンジントラックの場合は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間に水素エンジントラックへと改造を行った車両であること。
- 三 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。
- 四 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。 1

F Cトラック

- 一 助成対象トラックの車両本体価格（以下「車両本体価格」という。） 二
リース契約費用

2 水素エンジントラック

- 一 車両を水素エンジントラックに改造するための費用（以下「車両改造費用」という。）
- 二 水素エンジントラックの改造を行う事業者が水素エンジントラックに改造する目的で調達した車両の購入費用（以下「購入費用」という。）

（助成金額）

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各項に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 燃料電池小型トラック及び燃料電池大型トラック

- 一 車両本体価格に対する本助成金の交付額（以下「FCトラック本体助成金額」という。）は、車両本体価格から国補助等の額及び助成対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等である原動機に内燃機関を用いた自動車（以下「ディーゼルトラック」という。）の車両本体価格を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは1,300万円、燃料電池大型トラックは5,600万円を上限とする。

FCトラック本体助成金額

＝車両本体価格（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックの車両本体価格（税抜）

- 二 リース契約に含まれる車両本体価格に対する本助成金の交付額（以下「FCトラックリース契約本体助成金額」という。）は、リース契約に含まれる車両本体価格から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは1,300万円、燃料電池大型トラックは5,600万円を上限とする。

FCトラックリース契約本体助成金額

＝リース契約に含まれる車両本体価格（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格（税抜）

- 三 前号の規定にかかわらず、助成対象者が中小企業者である場合は、リース契約費用に対する本助成金の交付額（以下、「FCトラックリース契約費用本体助成金額」という。）は、リース契約費用から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約費用を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは2,600万円、燃料電池大型トラックは9,600万円を上限とする。

FCトラックリース契約費用本体助成金額

＝リース契約費用（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックのリース契約費用（税抜）

- 四 前3号の規定にかかわらず、助成対象者が次に掲げるいずれかの要件を満たす場合にあっては、リース契約費用に対して、FCトラックリース契約本体助成金額またはFCトラックリース契約費用本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、

その交付額（以下「FCトラック上乗せ助成金額」という。）は、リース契約費用からFCトラックリース契約本体助成金額またはFCトラックリース契約費用本体助成金額及び国補助等の額を差し引いた額とする。

FCトラック上乗せ助成金額は、FCトラックリース契約本体助成金額またはFCトラックリース契約費用本体助成金額と合わせて、燃料電池小型トラックは3,400万円、燃料電池大型トラックは11,500万円を上限とする。

FCトラック上乗せ助成金額

＝リース契約費用（税抜）－FCトラックリース契約本体助成金額（またはFCトラックリース契約費用本体助成金額）－国補助等の額

ア 本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内に、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあるFCトラックまたは水素エンジントラック（中古車を除く。）を当該申請時から合わせて5台以上（助成対象者が中小企業の場合は3台以上とし、助成対象者が大企業であり、燃料電池小型トラックまたは水素エンジントラックのみを導入する場合は10台以上とする）純増させる計画を策定し、その内容を記載した計画書（以下「導入計画書」という。）を提出した場合

イ 東京都内の自らの営業所等に商用水素ステーションの整備又は誘致を図る場合

2 燃料電池ごみ収集車

本助成金の対象となる区市町村の条件に応じて、それぞれ以下に掲げる額を助成金額とする。

一 商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、燃料電池ごみ収集車を10台以上導入する場合

本助成金（以下「FCごみ収集車本体助成金額」という。）は、リース契約費用に5分の4を乗じた額から国補助等の額を差し引いた額を助成金額の上限とする。

また、商用水素ステーションの運用が開始された場合、FCごみ収集車本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下「FCごみ収集車上乗せ助成金額」という。）は、リース契約費用から国補助等の額を差し引いた額を助成金額の上限とする。

FCごみ収集車本体助成金額＝リース契約費用（税抜）×4/5－国補助等の額

FCごみ収集車上乗せ助成金額＝リース契約費用（税抜）－国補助等の額

二 燃料電池ごみ収集車を5台以上導入する場合

本助成金の対象となる区市町村に対して、リース契約費用に4分の3を乗じた額から国補助等の額を差し引いた額を助成金額の上限とする。

助成金額＝リース契約費用（税抜）×3/4－国補助等の額

3 水素エンジントラック

- 一 車両改造費用に対する助成金額（以下「水素エンジントラック本体助成金額」という。）は、車両改造費用から国補助等の額を除いた額に3分の2を乗じた額とし、1,100万円を上限とする。

$$\text{水素エンジントラック本体助成金額} = (\text{車両改造費用} - \text{国補助等の額}) \times 2/3$$

- 二 前号の規定にかかわらず、助成対象者が第1項第四号に掲げるいずれかの要件を満たす場合にあっては、車両改造費用及び車両購入費の合計額に対して、水素エンジントラック本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下「水素エンジントラック上乗せ助成金額」という。）は、車両改造費用及び車両購入費の合計額から水素エンジントラック本体助成金額及び国補助等の額を差し引いた額とし、1,100万円を上限とする。

$$\text{水素エンジントラック上乗せ助成金額}$$

$$= \text{車両改造費用} + \text{車両購入費} - \text{水素エンジントラック本体助成金額} - \text{国補助等の額}$$

- 4 助成対象者が、第1項第四号による上乗せ助成の対象外であり、かつグリーン経営認証又はISO14001認証を取得している貨物自動車運送事業者である場合は、燃料電池小型トラックまたは燃料電池大型トラック1台につき50万円を第1項第一号から第三号までで算出した助成金額に上乗せした額を上限とする。

- 5 前4項の規定にかかわらず、令和8年度以降の助成金額の上限額は、助成対象トラックの市場価格等に応じて見直すものとする。

（実施体制）

第8条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、前第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 一 前第2項の基金を原資として、第7条による助成金の交付等を行うこと。二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

（実施期間）

第9条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和6年度から令和12年度までとする。

- 2 本助成金の交付は、令和12年度までに行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月27日付5産労産新第469号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月27日付6産労産新第456号）

この要綱は、令和6年11月27日から施行する。

附 則（令和7年3月24日付6産労産新第737号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。